

公 告

下記の建設工事について次のとおり電子入札により入札を執行するので、霧島市契約規則（平成17年霧島市規則第63号）第2条及び霧島市電子入札運営要領（平成20年霧島市告示第86号）第8条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 8 月 28 日

霧島市長 中重 真一

工 事 発 注 表			
公 告 番 号	第 55 号		
工 事 発 注 部 課 名	建設部建築住宅課（電話番号）0995-45-5111 内線2833（FAX番号）0995-46-0566		
発 注 工 事 種 別	建築一式工事		
工 事 名	R7霧島市民会館大規模改修工事(建築1工区)		
工 事 場 所	霧島市 国分中央三丁目 地内		
入 札 方 法	総合評価方式による条件付一般競争入札		
工 事 概 要	霧島市民会館大規模改修工事に伴う建築工事（ホール棟、楽屋棟）		
工 期	仮契約後、議会の議決を得た日から起算して2日目～令和8年3月31日（火）		
入 札 書 比 較 価 格 （消費税・地方消費税抜価格）	事後公表		
最 低 制 限 価 格 の 有 無	無		
調 査 基 準 価 格 の 有 無	有		
発 注 区 分 ・ 条 件	霧島市入札参加資格(建築一式工事)格付区分A級を有している者。		
入 札 参 加 等 に 関 す る 制 限	(1)本年度の公告番号第54号、第55号、第56号及び第57号の工事においては、複数の落札を認めない。よって前述の工事については、先に落札が決まった者の以後の入札書を無効扱いとし、開札しない。 (2)本工事を落札した者については、本年度内に今後発注予定の霧島市民会館大規模改修関連工事の入札参加を原則として認めない。詳細は案件ごとに公告文を確認すること。		
請 負 代 金 支 払	原則として、竣工検査後一括払いとする。ただし、市長が財政経理上支障がないもので適当と認めたものに限り、請負金額の4割以内において前金払いすることができる。また、工期及び出来高が50%を超えることが確認できた場合、請負金額の2割を超えない範囲で中間前金払いをすることができる。10万円未満の端数は切り捨てとする。		
入 札 保 証 金	免除		
契 約 保 証 金	有		
設 計 図 書 等	添付資料を参照。発注課窓口での閲覧の有無については、発注課に問い合わせること。		
入 札 書 等 送 付 方 法	かごしま県市町村電子入札システムを使用して代表者が提出すること。		
入 札 参 加 資 格 確 認 書 類	無		
入 札 説 明 書 説 明 請 求 期 限	令和 7 年 9 月 9 日（火）17 時 00 分 まで		
参 加 資 格 申 請 書 受 付 期 間	開始日時 令和 7 年 8 月 28 日（木）8 時 30 分	終了日時 令和 7 年 9 月 10 日（水）17 時 00 分	
参 加 資 格 確 認 通 知 期 間	開始日時 令和 7 年 9 月 17 日（水）13 時 00 分	終了日時 令和 7 年 9 月 17 日（水）17 時 00 分	
本 工 事 に 関 す る 質 問 方 法 等	方法 FAX送信 受付場所 建設部建築住宅課	質問締切日時 令和 7 年 9 月 12 日（金）17 時 00 分	
本 工 事 に 関 す る 回 答 方 法 等	かごしま県市町村電子入札システムポータルサイトにて、令和 7 年 9 月 16 日（火）17 時 00 分までに掲示する。		
入 札 書 受 付 期 間	開始日時 令和 7 年 9 月 18 日（木）8 時 30 分	終了日時 令和 7 年 9 月 24 日（水）12 時 00 分	
開 札 予 定 年 月 日 ・ 場 所	開始日時 令和 7 年 9 月 25 日（木）9 時 15 分	場 所 総務部 工事契約検査課	
契 約 担 当 課	建設部建築住宅課		
共同企業体に関する事項（1）	入 札 参 加 形 態	特定建設工事共同企業体	
	共同企業体結成要件	(1)結成は自主結成とし、構成員の数は2～3とする。 (2)共同企業体の代表者は構成員のうち最大の出資比率とし、構成員が2者の場合の各構成員の出資比率は30%以上とする。 (3)共同企業体の代表者は構成員のうち最大の出資比率とし、構成員が3者の場合の各構成員の出資比率は20%以上とする。 (4)構成員は、本工事において2以上の共同企業体の構成員になることができない。	
	共同企業体構成員の要件	共同企業体の代表者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。 (1)霧島市入札参加資格(建築一式工事)格付区分A級を有している者。 (2)配置技術者に関する条件 次の要件を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。 ア)建設業法に規定する一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。 イ)建設業法第27条の18の規定による監理技術者証の交付を受けている者。 ウ)直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(入札参加申請書提出期限の日において、連続3月以上の直接な雇用関係にあるものに限る)。	
	代表者以外の構成員の要件	共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。 (1)霧島市入札参加資格(建築一式工事)格付区分A級を有している者。 (2)配置技術者に関する条件 ア)建設業法の規定に基づき本工事に対応した監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。 イ)直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(入札参加申請書提出期限の日において、連続3月以上の直接な雇用関係にあるものに限る)。	

共同企業体に関する事項（２）	共同企業体の資格の有効期間		共同企業体の資格の有効期間は下記に定める期間とする。 (1) 本工事の契約締結の相手方となった企業体は、本工事の契約履行完了後3ヶ月を経過するまでを有効期間とすること。 ただし、本工事に関する契約不適合責任については、法律または契約上の契約不適合責任が存続する期間において構成員であった者は、連帯してその責任を負うものとする。 (2) 本工事の契約締結の相手方とならなかった企業体は、本工事が契約締結されるまでを有効期間とすること。	
	共同企業体による競争入札参加資格審査申請書の作成及び提出	申請書配布場所	かごしま県市町村電子入札システムポータルサイトの案件情報に添付ファイルを設ける。	
		配布期間	開始日時 令和 7 年 8 月 28 日（木） 8 時 30 分 終了日時 令和 7 年 9 月 10 日（水） 17 時 00 分	
		申請書の提出方法	本工事の入札参加を希望する者は、下記書類を持参により提出しなければならない。なお、下記日時までに提出した者で、かつ入札参加資格が認められた者でなければ、本入札に参加することができない。	
			提出書類	①共同企業体による競争入札参加資格審査申請書 ②特定建設工事共同企業体協定書 ③経営事項審査結果通知書の写し ④専任配置予定技術者の資格者証等、健康保険被保険者証または健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し（マスクングを施したもの）
		提出部数	2部（正本1部、副本1部）※フラットファイルA4版縦長に製本し、提出すること。	
		受付場所	霧島市国分中央三丁目45番1号 霧島市役所（別館）4階 工事契約検査課	
		受付期間	開始日時 令和 7 年 8 月 28 日（木） 8 時 30 分 終了日時 令和 7 年 9 月 10 日（水） 17 時 00 分	
	留意事項	(1) 参加申請書及び共同企業体協定書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。 (2) 提出された参加申請書及び共同企業体協定書等は返却しないものとする。 (3) 参加申請書及び共同企業体協定書において虚偽又は著しく不適切な記載がある場合は、本工事の入札に参加することはできない。		
総合評価	落札方法	本工事は、技術資料を受け、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を適用する。		
	技術資料の内容 提出場所・期限	技術資料の内容 別添の「総合評価方式技術資料申請書」を作成し、提出すること。 提出場所 建設部建築住宅課 提出期限 令和 7 年 9 月 10 日（水） 17 時 00 分		
	技術評価点疑義照会 期限及び回答期限	疑義照会期限 令和 7 年 9 月 25 日（木） 17 時 00 分 回答期限 令和 7 年 9 月 26 日（金） 17 時 00 分		
参加資格に関する事項			(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者で、現行の霧島市入札参加資格業者名簿に登録されている者。 (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。 (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合する者。 (5) 対象工事に現場代理人及び建設業法第26条による主任技術者又は監理技術者を適正に配置することができること。 (6) 公告から入札時までの期間において、霧島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年霧島市告示第44号）の規定に基づく指名停止を受けていない者。 (7) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がなく経営状態が健全な者。 (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続の決定を受けている者若しくは更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。その他、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (9) その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者。	
入札の無効に関する事項			(1) 談合その他不正な行為があったと認められるもの。 (2) 工事費内訳書の提出がない入札。 (3) 工事費内訳書の内容が要件を満たしていないと認められる入札。 (4) 予定価格を事前公表する入札において、入札書比較価格を超える入札書及び入札書比較価格10パーセント未満の額の入札書は無効とする。 (5) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札。 (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。	
落札者の決定方法（総合評価方式）			(1) ア 入札価格が予定価格以内で霧島市低入札価格調査制度実施要領第4条に定める失格基準価格以上の者のうち、次の「総合評価の方法」によって得られた評価値が最も高い者を落札者とする。 ただし、当該落札候補者の入札価格が同要領第3条に定める調査基準価格を下回るときには、落札者決定を保留し、同要領第7条に定める低入札価格調査を実施後、落札者を決定する。 イ アの場合において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。 (2) 予定価格を事後公表する入札の回数は、2回までとする。 (3) 予定価格を事後公表する入札において、1回目の開札で落札者がなかった場合は再入札を行うものとし、再入札の日時等については、1回目の開札後にかごしま県市町村電子入札システムにより通知するものとする。 総合評価の方法 評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）／入札価格＊定数（100,000,000） 標準点は、技術資料を提出した入札参加者全員に付与する点数で、調査基準価格以上の入札価格で入札した者は100点、調査基準価格を下回る入札価格で入札した者には70点とする。 加算点は、別添の「総合評価方式（特別簡易型）」における評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数で10点満点とする。	
落札者の契約書案等の提出			(1) 落札者は落札決定通知を受けた日から7日以内（最終日が霧島市の休日を定める条例（平成17年霧島市条例第2号）第1条第1項の規定に定める休日の場合は、その翌日）に、契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を【契約担当課まで】提出しなければならない。なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。 (2) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のために必要な情報と併せて通知すること。【通知書は契約担当課へ提出】 （通知書様式： https://www.city-kirishima.jp/keiyakukensa/shise/nyusatsu/yoshiki/ukeoi.html ） 「（工事契約関係）その他各種様式」フォルダ内	
注 意 事 項			(1) 入札書提出の際は、必ず工事費内訳書を添付すること。 (2) 主任技術者又は監理技術者は、入札参加申込日から3箇月以内に雇用された者ではないこと。 (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 工事は市財務規則及び市契約規則、市契約請負約款に準じ施工すること。 (5) 工程表、現場代理人選任通知書及び関係書類を工事着手前に提出すること。	